

■デビットカード規定 新旧対照表

旧	新
<p>第1章 J-Debit カード取引</p> <p>第5条 規定の準用</p> <p>1. 当社と J-Debit カード取引を行う場合は、本規定の各条項に別段の定めがない限り、預金口座取引一般規定およびキャッシュカード盗難保険規定の定めるところを準用するものとします。</p> <p>2. J-Debit カード取引において、当社の預金口座取引一般規定を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「J-Debit カード」とし、「自動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>3. J-Debit カード取引において、当社のキャッシュカード盗難保険規定を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「J-Debit カード」とし、「自動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。また、同規定中第2条（ウ）の次に、以下のとおり（エ）を追加します。</p> <p>（エ）J-Debit カードの使用にあたり、端末機の設置場所において、保険期間中に喝取（カードにより物品を購入するよう強要され、かつ、その購入した物品を奪われたことをいいます）にあった場合</p>	<p>第1章 J-Debit カード取引</p> <p>第5条 規定の準用</p> <p>1. 当社と J-Debit カード取引を行う場合は、本規定の各条項に別段の定めがない限り、預金口座取引一般規定および<b>キャッシュカード盗難補償規定</b>の定めるところを準用するものとします。</p> <p>2. J-Debit カード取引において、当社の預金口座取引一般規定を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「J-Debit カード」とし、「自動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>3. J-Debit カード取引において、当社の<b>キャッシュカード盗難補償規定</b>を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「J-Debit カード」とし、「自動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。また、同規定中第2条（ウ）の次に、以下のとおり（エ）を追加します。</p> <p>（エ）J-Debit カードの使用にあたり、端末機の設置場所において、<b>補償期間中</b>に喝取（カードにより物品を購入するよう強要され、かつ、その購入した物品を奪われたことをいいます）にあった場合</p>
<p>第2章 キャッシュアウト取引</p> <p>第6条 規定の準用</p> <p>1. 当社と CO J-Debit 取引を行う場合は、本規定の各条項に別段の定めがない限り、預金口座取引一般規定およびキャッシュカード盗難保険規定の定めるところを準用するものとします。</p> <p>2. CO J-Debit 取引において、当社の預金口座一般取引規定を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「J-Debit カード」とし、「自動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>3. CO J-Debit 取引において、当社のキャッシュカード盗難保険規定を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「J-Debit カード」とし、「自</p>	<p>第2章 キャッシュアウト取引</p> <p>第6条 規定の準用</p> <p>1. 当社と CO J-Debit 取引を行う場合は、本規定の各条項に別段の定めがない限り、預金口座取引一般規定および<b>キャッシュカード盗難補償規定</b>の定めるところを準用するものとします。</p> <p>2. CO J-Debit 取引において、当社の預金口座一般取引規定を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「J-Debit カード」とし、「自動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>3. CO J-Debit 取引において、当社の<b>キャッシュカード盗難補償規定</b>を準用する場合は、同規定中「キャッシュカード」とあるのは、「J-Debit カード」とし、「自</p>

<p>動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとしします。また、同規定中第2条（ウ）の次に以下のとおり（エ）を追加します。</p> <p>（エ）J-Debit カードの使用にあたり、端末機の設置場所において、保険期間中に喝取（カードにより物品を購入あるいはCO J-Debit 取引をするよう強要され、かつ、その購入した商品あるいは現金を奪われたことをいいます）にあった場合</p>	<p>動機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとしします。また、同規定中第2条（ウ）の次に以下のとおり（エ）を追加します。</p> <p>（エ）J-Debit カードの使用にあたり、端末機の設置場所において、<b>補償期間中</b>に喝取（カードにより物品を購入あるいはCO J-Debit 取引をするよう強要され、かつ、その購入した商品あるいは現金を奪われたことをいいます）にあった場合</p>
---	--